

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.9

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 有限会社キタイアンドカンパニー 代表取締役 北井 暁夫

【住所又は本店所在地】 東京都目黒区中央町二丁目22番7号

【報告義務発生日】 2026年8月3日

【提出日】 2026年8月6日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 保有目的の変更
当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更
株券等保有割合が1%以上減少したため

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	新光商事株式会社
証券コード	8141
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 プライム市場

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社キタイアンドカンパニー
住所又は本店所在地	東京都目黒区中央町二丁目22番 7 号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1990年9月19日
代表者氏名	北井 暁夫
代表者役職	代表取締役
事業内容	有価証券の投資及び運用、不動産の賃貸及び管理、出版業、日用雑貨品の販売、前各号に附帯する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	新光商事株式会社 総務部 部長 山崎律郎
電話番号	03-6361-8065

（ 2 ） 【保有目的】

本報告書提出者が保有する新光商事株式会社普通株式（以下、「対象株式」といいます。）について、2026年 5 月15日付けで加賀電子株式会社（以下、「公開買付け」といいます。）による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に賛同し、同日時点で所有する対象株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を締結いたしました。その後、2026年 8 月 3 日付けで本公開買付けが成立し、決済開始日である2026年 8 月10日をもって、本報告書提出者が保有する対象株式の全て（1,470,000株）が公開買付けに移転する予定です。

（ 3 ） 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)	0			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等 (株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V 0	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			0
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2026年8月3日現在)	AD	31,010,566
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)		0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	4.74
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年8月3日	普通株式	1,470,000	4.74	市場外	処分	1580

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

a 株券等に関する売買契約その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め

提出者は公開買付者との間で、2026年5月15日付で所有する対象株式1,470,000株全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結し、以下の内容を合意しております。2026年8月3日付けで本公開買付けが成立し、決済開始日である2026年8月10日をもって本応募契約に基づく株式の移転が行われる予定です。

本応募契約においては、提出者による応募義務の前提条件は定められておりませんでした。本応募契約における主要な条項は以下のとおりです。

（ア）提出者は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに対象株式を本公開買付けに応募するものとし、かつ、その後応募を撤回しない。

（イ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、対象株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象株式又は対象株式に係る権利を新たに取得しない。

（ウ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、自ら又は他の者を通じて、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限りません。）を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、提出者は、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（エ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の少数株主権を行使せず、他の株主に対して委任状の勧誘を行わず、その他発行者の経営支配に影響を及ぼすことを目的とする行為を行わない。

（オ）本応募契約の締結後に開催される本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として開催される発行者の株主総会について、提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、提出者が、対象株式に係る議決権を有するときは、提出者は、公開買付者の指示に従い、（ ）当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は（ ）公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するものとし、（ ）の場合、提出者は、かかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しない。

その他、本応募契約においては、契約の終了、秘密保持義務、一般条項等が規定されております。

なお、本応募契約は上記決済の完了をもって終了する予定です。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
---------	----	-------	-----	----------	------------

--	--	--	--	--	--

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	北井 暁夫
住所又は本店所在地	東京都大田区久が原
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	新光商事株式会社 総務部 部長 山崎律郎
電話番号	03-6361-8065

（ 2 ） 【保有目的】

本報告書提出者が保有する新光商事株式会社普通株式（以下、「対象株式」といいます。）について、2026年5月15日付けで加賀電子株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）に賛同し、同日時点で所有する対象株式の全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする応募契約を締結いたしました。その後、2026年8月3日付けで本公開買付けが成立し、決済開始日である2026年8月10日をもって、本報告書提出者が保有する対象株式の全て（967,000株）が公開買付者に移転する予定です。

（ 3 ） 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等 (株・口)	0			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等 (株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計 (株・口)	V 0	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数 (総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB 0			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)				

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2026年8月3日現在)	AD 31,010,566
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE-AF) × 100)	0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	3.12
----------------------------	------

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2026年8月3日	普通株式	967,000	3.12	市場外	処分	1580

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

a 株券等に関する売買契約その他の将来の株券等の移動に関する重要な契約又は取決め

提出者は公開買付者との間で、2026年5月15日付で所有する対象株式967,000株全てについて、本公開買付けに応募することを内容とする応募契約（以下、「本応募契約」といいます。）を締結し、以下の内容を合意しております。2026年8月3日付けで本公開買付けが成立し、決済開始日である2026年8月10日をもって本応募契約に基づく株式の移転が行われる予定です。

本応募契約においては、提出者による応募義務の前提条件は定められておりませんでした。本応募契約における主要な条項は以下のとおりです。

（ア）提出者は、本公開買付けが開始された場合、本公開買付けの開始後速やかに対象株式を本公開買付けに応募するものとし、かつ、その後応募を撤回しない。

（イ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、対象株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分（本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含むがこれに限らない。）を行わないものとし、また、対象株式又は対象株式に係る権利を新たに取得しない。

（ウ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、自ら又は他の者を通じて、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為（第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含むがこれらに限りません。）を行わないものとし、公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、提出者は、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議する。

（エ）提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、公開買付者の事前の書面による承諾なく、発行者の株主総会の招集請求権（会社法第297条）、株主提案権（会社法第303条乃至第305条）その他の少数株主権を行使せず、他の株主に対して委任状の勧誘を行わず、その他発行者の経営支配に影響を及ぼすことを目的とする行為を行わない。

（オ）本応募契約の締結後に開催される本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日として開催される発行者の株主総会について、提出者は、本応募契約において別途明示的に定める場合を除き、提出者が、対象株式に係る議決権を有するときは、提出者は、公開買付者の指示に従い、（ ）当該議決権を公開買付者の指示に従って行使するか、又は（ ）公開買付者又は公開買付者の指定する者に対し、当該議決権に係る包括的な代理権を授与する委任状その他一切の必要書類を交付するものとし、（ ）の場合、提出者は、かかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しない。

その他、本応募契約においては、契約の終了、秘密保持義務、一般条項等が規定されております。

なお、本応募契約は上記決済の完了をもって終了する予定です。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	
上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
---------	----	-------	-----	----------	------------

--	--	--	--	--	--

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第 3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第 4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- （ 1 ） 有限会社キタイアンドカンパニー
- （ 2 ） 北井 暁夫

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（ 1 ） 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	0			
新株予約権証券又は新投資口 予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 0	W	X	Y
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （ V+W+X+Y-Z-AA ）	AB 0			
株券、株券預託証券及び株券 信託受益証券のうち保有潜在 株券等の数に加算すべきもの の数	AC			

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L +M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC)	
---	--

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株 ・ 口) (2026年8月3日現在)	AD	31,010,566
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合 (%) (AB / (AD+AE - AF) × 100)		0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合 (%)		7.86

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株 ・ 口)	株券等保有割合 (%)
有限会社キタイアンドカンパニー	0	0.00
北井 暁夫	0	0.00
合計	0	0.00